

# ○香川県警察における各種証明の取扱いに関する訓令

平成 12 年 4 月 1 日  
警察本部訓令第 18 号

改正 平成 12 年 12 月 27 日本部訓令第 41 号、平成 13 年 3 月 21 日本部訓令第 13 号、平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 16 号、平成 24 年 7 月 6 日本部訓令第 8 号、平成 25 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号、平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 5 号、令和 8 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号

香川県警察における各種証明の取扱いに関する訓令を次のように定める。

香川県警察における各種証明の取扱いに関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、香川県警察における各種証明（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）による搜索証明、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 19 条による火薬類運搬証明、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項による自動車の保管場所証明その他法令により警察が証明することとされているものを除く。以下「警察証明」という。）の取扱いの適正化を図るために本部告示（平成 12 年香川県警察本部告示第 1 号）で定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的心構え)

第 2 条 警察の証明は、公的な証明力を有し、その用途によっては関係者の利害得失に多大な影響を及ぼすものであり、また不正に利用されるおそれもあるので、その取扱いには特に慎重を期するとともに、申請者に対しては親切丁寧に接し、適正かつ能率的に処理し、住民の利便を図るよう努めなければならない。

(証明発給者)

第 3 条 警察証明は、警察本部において取り扱うものは警察本部長名、警察署において取り扱うものは警察署長名をもって行うものとする。

(取扱所管課)

第 4 条 警察証明の取扱所管課は、警察本部にあつては証明の内容に対応する事務の所管課、警察署にあつては警務課とする。

2 取扱所管課は、申請書の受理、審査、証明書の交付等の警察証明の事務処理に当たるものとし、証明書発給に関する必要事項を自ら確認することが困難な場合には、証明の内容に応じ、それぞれの担当課に照会し、又は調査を依頼するものとする。

(証明の種類)

第 5 条 警察証明の種類は、警察行政に関する事務で事実であることを証明する事実証明及び届出を受理したことを証明する届出証明とする。

(証明の発行対象)

第6条 警察証明は、次の各号のいずれかに該当する場合には証明することができる。

なお、警察行政に関する事務で、別表1及び別表2に掲げるものについては、証明を行うものとする。

- (1) 証明の必要性があり、事実確認ができるもので、かつ、警察が証明を行うことが適当であると認められるとき。
- (2) 遺失又は盗難被害の届出に関する証明で次のいずれかに該当するとき。
  - ア 法令により警察の証明を要することが規定されているとき。
  - イ 証明を行う官公庁等がなく、当該証明が得られない場合は、申請者がその責任によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるとき。
  - ウ 警察の証明を求める官公庁において、当該証明がない場合には事務取扱上著しく支障をきたすもので、当該官公庁において証明に係る事実の調査を行うことが不適当な特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるとき。
  - エ その他特別の事情が認められるもので、証明発給者が証明することを適当と認めたとき。

(証明の除外事項)

第7条 警察証明は、前条に規定する証明の発給対象に該当するものであっても、次に掲げるものについては、証明を行わないものとする。

- (1) 個人の秘密に関するもの
- (2) 公序良俗を害するおそれのあるもの
- (3) 証明書の必要理由、使用目的、提出先等が明らかでないもの
- (4) 申請者が正当な当事者でないもの
- (5) 申請者に直接関係のないもの
- (6) 申請者の内容に虚偽の事項があるもの
- (7) 民事事件に悪用され、又は紛議を生ずるおそれがあると判断されるもの
- (8) 警察が関与すべきでないと認められるもの
- (9) その他証明発給者が不適当と認めるもの

(処理要領)

第8条 警察証明は、次に掲げる要領により処理するものとする。

- (1) 申請書は、持参させること。ただし、申請者が遠距離にある等持参することができない相当の理由がある場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付を受けることができる。

- (2) 代理人による申請があった場合は、本人との関係について、委任状等当該関係を明らかにする資料により確認すること。
- (3) 申請事項を審査し、申請に係る事実又は届出があることを確認したときは、証明書に所要の事項を記載し、証明発給者の公印（以下「公印」という。）を押印して交付すること。
- (4) 証明書に余白があるときは当該余白に引いた斜線上に、加除訂正があるときは当該箇所公印を押印し、不正防止を図ること。
- (5) 証明書が2枚以上に及ぶとき、又は他の書類を添付するときは、毎葉に公印で契印すること。

（取扱上の留意事項）

第9条 警察証明は、次に掲げる事項に留意し、その取扱いを慎重にしなければならない。

- (1) 事務処理に当たっては、親切丁寧に行うこと。
- (2) 証明の申請者が、当該証明に係る正当な当事者であることを確認すること。
- (3) 申請の真実性、利用目的、提出先等を検討し、証明の必要性を確認すること。
- (4) 証明内容を十分検討し、その確認手続を適正に行うこと。
- (5) 証明書の発給部数は、諸般の事情を考慮して必要な限度にとどめること。
- (6) 届出事項が証明できないものである場合は、その理由を説明し納得させること。
- (7) 証明に当たっては、秘密に関することに触れ、民事に介入するなど不用意な言動を慎むこと。
- (8) 証明書の発給に際し、香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第10号）に基づき、手数料の徴収を必要とするものであるときは、規定により誤りのないようにすること。

（警察証明発行記録）

第10条 証明発給者は、警察証明発給記録簿（別記様式）により、申請書の受理及び証明書の交付状況を明らかにしておかなければならない。

（合議及び監査）

第11条 証明の発給について疑義のある場合は、その都度、香川県警察本部警務部総務課長へ合議することとする。

2 香川県警察本部警務部総務課長は、警察証明の取扱状況を確認するため、随時又は必要の都度、監査を行わなければならない。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日本部訓令第41号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月21日本部訓令第13号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止）

2 香川県警察の航空隊に関する訓令（平成元年香川県警察本部訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第6条関係) 事実証明発給対象 (参考)

区分	発行対象	根拠法令	証明理由等	取扱課署
1	協力援助証明	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 (昭和27年法律第245号)	求償請求手続その他必要ある場合	警察本部関係課及び警察署
2	留置、拘留等身柄拘束証明	公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第49条 (不在投票者に該当する旨の証明)	警察の留置場に留置した期間に限る。	警察本部留置管理課及び警察署
3	犯罪経歴証明	外務省設置法 (平成11年法律第94号) 第4条第8号から第10号まで、第12号から第14号まで及び第27号並びに国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第2条第2項	海外渡航者、移民者が渡航先、移民先の国の査証を得るための申請手続の添付資料	警察本部鑑識課
4	警察出頭証明	なし	警察に出頭した者で、要求があったもの	警察本部関係課及び警察署

別表2 (第6条関係) 遺失及び盗難届出証明発給対象

区分	発給対象	使用目的	提出先の機関
1	恩給証書	再交付申請のため	内閣府
2	在留カード又は特別永住者証明書	再交付申請のため	法務省
3	仮放免許可書	再交付申請のため	法務省
4	在留特別許可書	再交付申請のため	法務省
5	旅券	再交付申請のため	外務省
6	雑損控除の対象となる物件	雑損控除申請のため	国税庁
7	有価証券	公示催告手続申立のため	最高裁

(別記様式 省略)